総社市告示第88号

総社市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱(平成24年総社市告示第104号)の一部を次のように改正する。

令和5年6月29日

総社市長 片 岡 聡 一

<u>外の住宅においては等級5</u>であり、かつ、同表の5の5-2-次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

の5の5-2-次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であるこ

改 正 後	改 正 前
(認定申請の添付図書)	(認定申請の添付図書)
第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は,次	第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は,次
の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。	の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(設計された住宅に係る	(5) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(設計された住宅に係る
ものに限る。)を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する設計住	ものに限る。) を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する設計住
宅性能評価書(品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。)(当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基	
準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5-1断熱	準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5—1断熱
等性能等級に係る評価が等級5,等級6又は等級7であり,かつ,同表	等性能等級に係る評価が等級5,等級6又は等級7 <u>(一戸建ての住宅以</u>

る。) の写し

附則

この告示は,公布の日から施行する。

とを証するものに限る。) の写し